

第26回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年8月6日（木）16:30～17:00 危機管理防災センター本部会議室

司会

ただいまから第26回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたします。

次第に従い議事を進めさせていただきます。

まず2 議題（1）新型コロナウイルス感染症の発生動向について。（2）COVMA Tの活動状況について。（3）PCR等の検査対象の拡大について。（4）病床確保状況について、まとめて一括して、保健医療部から説明をお願いします。

保健医療部長

保健医療部でございます。それでは資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。

PCRの検査の現状であります。引き続き増加傾向にございまして、こここのところ連日1,000件以上の検査を行っておりまして、1日当たりの最大検査件数は、7月29日の1,745件でございます。

1枚おめくりいただきまして、陽性率の推移でございます。陽性率は増加傾向になりまして、一貫して5パーセント未満で推移しております。

もう1枚おめくりいただきまして、陽性者、退院・療養修了者の推移でございますが、7月28日から6日間連続で陽性者が50人超えまして、8月1日と2日にはこれまでで最多となります、74名の新規陽性者が確認されているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、今度は累計ということでございますが、昨日現在で、累計の陽性者数は2,623人、そこから退院した数などを除きまして、現在の療養中の患者の数は559人となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、病床使用率でございますが、7月28日以降、40パーセントを超える日が続いております。ただし、軽症の方がとても多く、比較的入院期間は短くなっております。重症病床の占有率は3.1パーセントという低い数字で推移をしております。

もう1枚おめくりいただきまして、1週間単位で市町村ごと

の陽性者数についてまとめたものでございますが、3週間の推移を見ますと、依然として県南部の感染者が増加しております。

また、県内全体に感染が広がってきているという状況が見て取れます。

もう1枚おめくりいただきまして、年齢比について1週間ごとの推移をまとめたものでございますが、構成比については30代以下の若い世代が半数以上を占めておりまして、若年層が中心の状況が続いております。その下、実数ベースでも20代から30代世代の増加が認められます。

もう1枚めくっていただきまして、こちらは感染経路についてまとめたものであります。構成比で見ますと、都内で感染された方が全体の2割を占めまして、依然として大きな割合を占めております。

また夜の街では協力要請となった7月中旬以降は5パーセント以下となっております。その他感染経路が推定できるものについては、医療機関や福祉施設でクラスターが発生したことから人数が増加したということでございます。

もう1枚めくっていただきまして、東京と埼玉の比較でございますけれども、東京都の公表ベースの陽性者数は急激に増加しております。隣接する埼玉県の陽性者数も今後急激に増加していくリスクがございますことから、十分警戒していかなければならないと捉えております。

もう1枚おめくりいただきまして、夜の街由来の感染者数は比較的落ち着いてきておりますけれども、依然として東京由来は先ほど示したとおり、大きな割合で推移しております。また年齢別に見ると、依然として40歳以下の若い世代が高い割合で推移をしています。

この若い方については、行動範囲が広く、感染を広げるリスクが高いということから、若い人から重症化リスクの高い高齢者などに広がることのないよう、しっかりと対策をしていく必要があると考えております。

検査対象の拡大などをして、早めに感染者を掘り起こして、対策を講じる必要があると考えております。発生動向については以上でございます。

続きまして、2番目になりますがクラスター対策チーム（COVMA T）の活動状況について報告をさせていただきます。6月定例会で設置しました埼玉県クラスター対策チーム（COVMA T）でございますが、現在6チームで編成しております。

て、今のところ陽性者が増えている、派遣対象となる事案が増えておりますことから、さらなるチーム追加を検討しているところでございます。

COVMATの派遣回数は、これまで計100回に及んでおりました。派遣先としては施設での支援が多く、その指導内容としましては、清潔、不潔エリアを明確にする、いわゆるゾーニングを用いた感染拡大防止策に関する助言ですとか、感染防護具の使用法、特に脱着に関する指摘が多かったとなっております。

成果としましては、実際に現地を確認することで、その施設特有の課題が明確になるということがあって、例えばその施設の構造に着目した手洗いのタイミングをどうするかといったような具体的な指導や、改善方法を提案することができたということで、施設側にとっても有意義な機会になったと回答をいただいております。

もう一枚めくっていただきまして、感染リスクの高い集団でのPCR等の検査対象の拡大についてでございます。感染リスクの高い集団でのPCR等の検査対象の拡大ということでございますが、これまでは無症状の方の公費負担での検査は原則として濃厚接触者に限定して行ってまいりました。

しかしながら感染の拡大を防ぐためには、高齢者など、重症化しやすい方や、クラスターの危険性の高い集団において、無症状の方への拡大していく必要がございます。

そこでその下にございますけれども、複数名の患者や有症状の方が多い、かつ接触が生じやすいなど、集団感染の可能性を疑わせる集団であって、高齢者や基礎疾患がある方の重症化リスクが高い集団。あるいは感染拡大リスクや社会的影響が大きい集団に属する方については、無症状であっても検査をしていくことといたしました。

右側の例示でございますけれども、例えば高齢者の施設については、陽性者ですとか、有症状者が複数名いる場合には、濃厚接触者以外の方も含め、施設全体の職員や入所者も検査対象といたします。その下、小中高等学校について見ますと、感染者と同じクラス、同じフロアの全員、そしてクラブに属する教員・児童生徒全員を検査の対象としてまいります。これまで以上に徹底して検査を実施していくことによりまして、感染拡大の連鎖を断つというところでございます。

最後に病床の確保でございます。資料は15ページです。新

たな病床確保計画におきまして、これまで県内医療機関等、病床の確保に向けて協議を進めてまいりましたが、8月1日時点での病床の確保状況としまして、フェーズⅠは計画数140床に対して、直ちに患者の受け入れが可能な即応病床と呼んでおりますが、即応病床を147床。フェーズⅡでは計画数600床に対して、即応病床を683床と、いずれも計画を上回る数の病床を確保しております。

次にフェーズⅢの計画数1,000床に対して即応病床は683床。要請後、1週間程度で患者の受け入れが可能になります準備病床と呼んでおりますけれども、準備病床が266床で、合計949床を確保しております。このうち重症病床が計画数150床に対しては、即応病床が96床、準備病床が18床の114床を確保しております。

またフェーズⅣの計画数1,400床に対して、即応病床は683、準備病床が395床の計1,078床を確保しております、これは国推計の療養者数比、入院患者数1,073人を上回る病床数を確保しています。重症病床は計画数200床に対して即応が96床、準備病床25床の計121床ということでございます。

フェーズⅢ、そしてフェーズⅣについては、まだ足りていない部分がございますが、日々病床の確保を進めてまいります。

次に、現時点におきますフェーズⅡからⅢへの移行でございます。

この移行については、日々の入院患者の状況をモニタリングしまして、要請をいつ行うかについて柔軟に判断するということをしてはいますが、最新の倍化時間は23日でございます、患者推計がフェーズⅡの病床683床の8割程度が8月24日と少し先の見込みでございます。

その一方で、先週1週間の陽性の患者数が110人増加していること、またクラスターの発生状況などを重く受け止めまして、移行予定日の8月14日を考慮し、その7日前になります8月7日にフェーズ移行の要請を執り行うことにしたいと思っております。

なお、重症病床については重症患者数が現在3人ということで、フェーズⅢの目標基準を10パーセント以上減らして、現状3パーセント程度と余裕があることから、こちらは現行どおりとさせていただきます。

保健医療部からは以上でございます。

司会

ただいまの発言につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは説明のとおり進めることといたします。

続きまして（５）子どもたちの夏季休業中の過ごし方について教育局から説明をお願いいたします。

教育長

教育局でございます。資料１６ページでございます。大部分の県立学校におきましては、７月１日から夏休みに入りますが、夏休みを迎えるに当たりまして、改めて感染防止の観点から、何点か児童生徒ならびに保護者の皆様をお願いをしております。○（マル）の主な取り組みを御覧ください。

まず、児童生徒には規則正しい生活を徹底するよう、改めて周知をいたしました。

また、２点目として、家庭内での感染が増えていることから、家庭内においても手洗い、咳エチケット、換気等による家庭内感染のリスクを低減するための取り組みをお願いしております。

また「密閉」「密集」「密接」となる感染症対策がなされていない店舗等への出入りは、できる限り回避するように子どもたちに指導をしております。

また偏見や差別につながるような、感染者あるいは濃厚接触者、医療従事者に対するSNS等での誹謗中傷については、絶対にしないよう指導をしております。

また国や県の新型コロナウイルス感染症接触確認アプリの活用や、夏季休業中の生活の記録を作成することで、自らの健康管理だけでなく、周囲への感染拡大を防止するよう指導をしております。

次に、家庭におけるメンタルヘルスへの配慮につきましては、長期の臨時休校を経ての学校再開、そして例年と異なる短い期間での学級要領設定など、児童生徒に必要以上の、想像以上のストレスが加わっていることが懸念されておりますので、改めて周知をさせていただきました。

最後に、万一新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、速やかに学校に御連絡をいただくよう、お願いをしたところでございます。

学校の取り組みについては以上でございます。

司会

続きまして（６）中小企業・個人事業主等家賃支援金の申請受付について、産業労働部から説明をお願いいたします。

産業労働部長

産業労働部でございます。１７ページをお願いいたします。

今回は中小企業・個人事業主等家賃支援金（テナント向け）でございますが、申請、受付につきまして開始をいたしますので、報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい経済状況に置かれている中小企業・個人事業主の事業継続を下支えすることを目的といたしまして、テナント事業者向けにおきまして、明日８月７日金曜日から申請受付を開始することにいたしました。

支援金の概要でございますように、左上の段でございますが月額支払い家賃の１５分の１の６か月分、支援することにしております。

上限額は、１事業者当たり吹き出しでございますように、単店舗で２０万円、複数店舗で３０万円としてございます。また、その他としましては、店舗の土地、駐車場も対象にしているところでございます。

テナント事業者の要件でございますが、中小企業、個人事業主、ＮＰＯ法人など、賃貸契約を行っている主体を幅広く対象とすることとしてございます。

減収要件でございますが、５月から１２月まで間の売上げが、通常の１か月よりも５０パーセント以上減収、もしくは連続３か月の合計が前年度比の３０パーセント以上減収ということが条件としております。また、２０１９年の月平均売上げが１５万円以上ということも条件にさせていただいております。

申請受付期間でございますが、明日８月７日金曜日から、令和３年２月１５日月曜日までを予定してございます。

申請方法につきましては、電子申請フォームから申請していただきますが、今回支援金の給付に当たっては審査の簡素化を図るため、国の支給決定を要件としてございます。

添付書類ですけれども、国の家賃支援給付金の給付通知の写し、確定申告の写し等を付けていただくよう、お願いしております。

電子申請としておりますが、電子申請ができない場合は事務局でも受け付けております。皆様におかれましても、家賃支援金の周知をいただければありがたいと思っております。

御相談につきましては、相談窓口を設けておりました電話受付をしております。また、ホームページ等の制度案内と併せまして、事業者向けホームページでも掲載しておりますので、御活用をお願いしたいと思います。

産業労働部からは以上でございます。

司会

続きまして（７）職員の体調不良時の出勤自粛の徹底等について、総務部から説明をお願いいたします。

総務部長

総務部でございます。資料は１８ページを御覧ください。

私からは職員の体調不良時の出勤自粛の徹底等につきまして、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

県内では相当数の新型コロナウイルスの感染者数が報告されているところでございます。

既に８月５日付で通知をさせていただいておりますが、風邪症状がある職員につきましては、職場における感染拡大防止のために、出勤の自粛を改めて徹底させていただきたいと、お願いを申し上げます。

またテレワークの活用、時差通勤及び休憩時間の分散、空間的分離、休暇の利用などによる接触機会の削減につきましても、これまでと同様に引き続き御配慮いただきたいと思います。

最後になりますが、県民の皆様へお願いしている「新しい生活様式の実践」につきましては、引き続き県職員が率先して実践するよう、職員の皆様へ周知のお願いを申し上げます。

特に、夜の繁華街に限らず、感染対策が十分に取られていない施設の利用を回避していただくほか、国及び県の接触確認アプリの積極的な活用などにつきましても、併せて周知していただければと存じます。引き続き、職員の健康管理及び感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

以上でございます。

司会

議題は以上となりますが、他に発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは次に、３ 知事発言について、大野知事からお願いいたします。

大野知事

（知事発言：別紙のとおり）

司会 次に4 訓示について、大野知事からお願いいたします。

大野知事 (知事訓示：別紙のとおり)

司会 以上をもちまして、第26回新型コロナウイルス対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。